その他の事例紹介

(ただし以下には現在進行中の取り組みも含みます)

銀行等による投資信託 や保険商品の販売の 全面解禁

銀行等の窓口で投資信託や全ての保険商品(住宅ローン関連の長期火災保険、海外旅行傷害保険、個人年金保険など)の購入が可能となりました。

補助対象施設の 転用緩和

概ね10年経過した地方公 共団体所有の補助対象施 設を転用する際の手続き が、原則、国への報告を以っ て承認があったものとみな すことができるようになり ました。

医療分野の広告規制の 緩和

医師の経歴など、国民が医療機関を選択する上で必要な情報について、広告可能な内容を拡大しました。

最低資本金規制の撤廃

会社を設立する際、株式会社は1千万円(有限会社は3百万円)以上の資本金を必要とする規制がありましたが、これが撤廃され、1千万円未満の資本金でも株式会社を設立することができるようになりました。

税関の臨時開庁制度の 見直し

税関では、空港・港湾の深夜早朝時間帯の通関需要により的確に対応するため、平成20年4月より、臨時開庁手数料を廃止するとともに、手続の簡素化を図りました。

労働契約法制の整備

労働者の保護を図りながら、個別の労働関係の安定に資することを目的に、労働契約に関する基本的なルールが明らかにされました。

民宿等における酒類の製造の自由度の向上

酒類の製造免許を受けることなく、混和する酒類の数量など一定の条件の下で、 民宿等における顧客への自家製梅酒等の提供が可能となりました。

ライフサイエンス分野 の規制改革の推進

医療機器開発の円滑化のためのガイドライン作成、再生 医療のあり方の検討など、 医療技術の開発や医薬品・ 医療機器の迅速な提供のための取組みを進めています。

理容師・美容師資格の中卒者の取得要件の 見直し

中卒者であって、高卒と同等以上の学力があると認められた者については、追加的に課されている講習の免除や時間減が可能となる見直しが行われました。

介護報酬改定における 加算要件、基準の見直し

平成21年度介護報酬改定において、介護従事者の人材確保と処遇改善、医療との連携や認知症ケアの充実、効率的なサービスの提供などを目的とした見直しが行われました。

認定こども園制度の 開始

保護者が働いているかどうかに関わらず未就学児童を受け入れて、幼児教育と保育を一体的に行う総合施設(認定こども園)が設置されました。現在、運用改善や制度の見直しによる普及促進を進めています。

家庭的保育(保育ママ) の拡充に向けた取組み

家庭的保育者を保育士に限 定せず、同等の知識や経験 があり、市町村長の行う研 修を修了した者も認めるな ど、要件の緩和を進めてい ます。

農地に係る参入規制の 緩和

多様な者の農業参入を促進し、新たなビジネスモデルによる農業経営が可能となったことで、消費者ニーズにより応え得る農作物がさらに提供可能となりました。

卸電力取引所の開設

電力会社や特定規模電気 事業者等が余剰電力を取引 する卸電力取引市場が開設 されたことで、事業投資に おける判断の幅が広がり、 電力を調達しやすくなりま した。

定期借家制度の導入

定期借家制度は、契約期間 満了により、更新されること なく、確定的に賃貸借契約 が終了するものです。この制 度によって、ファミリー向け 等の良質な賃貸住宅の供給 が増加するよう、その普及を 促進しています。

世界に開かれた 日本の空の実現 (オープンスカイ)

空港容量に制約のあるわが国の首都圏空港関連路線を除き、航空会社の自由な経営判断による路線の開設、増便等を可能とする航空自由化について各国・地域と合意したことで、利用者の利便性が向上しました。

太陽光パネルの 導入支援策の見直し

太陽光発電からの余剰電力を買い取ることを電力会社に義務づける新たな買取制度が平成21年11月から始まります。これによって、太陽光発電の導入量を抜本的に拡大し、二酸化炭素の排出削減やエネルギーセキュリティの向上が達成されます。

規制改革の経済効果

規制改革によって私たちの暮らしはどのくらい豊かなものになったのでしょうか。内閣府の試算では、それぞれの改革が始まってから平成17年度までの間に消費者にもたらされたメリットの合計は約18兆3000億円であり、これを国民1人当たりに換算すると約14万4000円になります(「規制改革の経済効果」(平成19年3月内閣府)より)。

これは少し前の数字ですが、規制改革の効果の大きさが分かるのではないでしょうか。

2005年度における規制改革による利用者メリット

分野		利用者メリット ※1	主要な措置事項等
電気通信	移動体通信	27, 876億円	参入規制の緩和、料金及び約款規制の原則廃止 携帯電話売切り制導入
運輸	国内航空	1, 206億円	参入規制の緩和・需給調整規制の撤廃 運賃規制を事前届出制に緩和
	 鉄道	4, 840億円	参入規制の緩和・需給調整規制の撤廃 運賃規制を上限認可制に緩和
	タクシー ※2	125億円	初乗り短縮運賃制 ゾーン運賃制 (02年からは自動認可制)
	トラック ※2	34, 308億円	参入規制の緩和・需給調整規制の撤廃 運賃規制を事後届出制に緩和
	自動車登録検査制度 ※2	8, 642億円	定期点検・車検整備等項目の簡素化
エネルギー	電力	56, 630億円	小売自由化の開始及び拡大 料金規制の緩和(ヤードスティック査定の導入)
	都市ガス	4, 579億円	小売自由化の開始及び拡大 料金規制の緩和(ヤードスティック査定の導入)
	石油製品	21, 410億円	特石法・石油業法廃止(需給調整規制の撤廃) セルフ方式ガソリンスタンドの設置可能
金融	株式売買委託手数料	5, 291億円	手数料率の自由化
	損害保険	3, 155億円	保険料率の自由化、販売規制の緩和
飲食料品	*	6, 249億円	需給実勢を反映した価格形成システムの構築 計画流通制度の廃止による流通の原則自由化
	酒類販売 ※2	7, 957億円	需給調整要件の距離基準の撤廃 需給調整要件の人口基準の撤廃
再販指定商品	化粧品・医薬品	1, 182億円	再販指定商品を指定する告示廃止
利用者メリット合計 (対国民所得比率) ※3		183, 452億円 (5. 0%)	
国民1人当たり利用者メリット※4		14万4千円	

※1:基準年と比較した2005年度における規制改革による利用者メリットの増加分の累積額。利用者は2005年度において、 規制改革がなかった場合よりも、この金額分だけ大きいメリットを享受している。

※2:2005年度におけるタクシー、トラック、自動車登録検査制度、及び酒類販売の利用者メリットについては見込値。

※3: () 内の対国民所得比率は「利用者メリット創出額/名目国民所得額」。名目国民所得は「平成19年度の経済見通し と経済財政運営の基本的態度」の実績値。

※4:国民1人当たり利用者メリットは、2005年度における規制改革によるメリット額を2005年10月1日現在の人口で除した。人口データは総務省「人口推計」による。

おわりに

私たちの暮らしをより豊かなものに しましょう

このパンフレットでは、規制改革の成果事例として代表的なものをとりあげて紹介することに加えて、規制改革がなぜ必要なのかについての考え方を説明してきました。

規制改革への取り組みは、政策の各分野を担当する各府省においても精力的に行われています。また規制改革会議の活動には、各府省とは異なる民間人の視点から、規制のあり方について二重に確認するという意味があります。

加えて、消費者のための取り組みである規制改革には、皆さんの協力が欠かせません。「規制をこのように変えて欲しい」であるとか「この規制はなくして欲しい」といった要望があれば、それをぜひ下記の窓口までお知らせ下さい。

もちろんすべてのご要望に応えられるわけではありません。それはこのパンフレットでも述べてきたように、規制改革とは一部の人の利益のためではなく、国民全体の利益になるかどうかという観点から行われるべきものだからです。

内閣府では、規制改革への要望をいつでもどなたからでも受け付けています。そして6月の「あじさい月間」と10月の「もみじ月間」では、皆さんの声を集めるためのより集中的な取り組みを行っています。私たちの住む社会をより豊かなものにしていくための取り組みにぜひご協力ください。



規制改革への提言窓口

インターネットでの受付: https://form.cao.go.jp/kisei/opinion-0001.html

郵送の場合: 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎2階 規制改革推進室



内閣府 規制改革推進室 〒100-0014 千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎2階 03-5501-2809·2810 http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/